

様式第2号

総管情第 134 号

平成 19 年 10 月 5 日

行政文書開示決定通知書

二関 辰郎 様

総務大臣 増田 寛也



平成 19 年 8 月 10 日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の立法過程における内閣法制局関連資料（具体的法案（条文）化作業・審査の段階における説明資料及び法制局参事官のコメントを記載した文書。ただし、審査当初の「なぜ法律が必要か」という説明の資料は除く。）

2 不開示とした部分とその理由

該当なし

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、総務大臣に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、行政文書の種類、数量等については、下表をご覧ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1参照）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A 4判文書 3,052枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	3,100円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	30,520円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	30,620円
	④スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	30,640円

※ 上表の右欄に記載した金額は、基本額であり、実際にかかる開示実施手数料ではありません。詳しくは、「行政文書の開示の実施方法等申出書」の3をご覧ください。また、同封の説明事項についても必ずお読みください。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記担当課等までご提出下さい。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。）

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所（開示の実施の申出ができる期間とは異なりますのでご注意下さい。）

期間：10月9日から12月14日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：9:30～12:00、13:00～17:00

場所：東京都千代田区霞が関2-1-2 合同庁舎第2号館2階

総務省情報公開閲覧室

※ 上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記担当課までご連絡ください。

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料（見込み額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から2週間後までに発送予定

送料（見込み額）：通常郵便物（定形外） 郵便小包100サイズ 1,000円（紙の場合）

〃 （定形外） 100gまで 140円（CD-R等の場合）

※ 担当課等

総務省行政管理局行政情報システム企画課個人情報保護室個人情報保護第一係

所在地：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5359 (直通)